

文化観光推進事業 まち歩きマップ作成業務仕様書

1. 委託業務名

文化観光推進事業 まち歩きマップ作成業務

2. 委託期間

契約日から令和9年3月28日まで

3. 委託業務の目的

令和8年度において、県内の歴史・文化資源の周遊を促すまち歩きマップ（以下、「マップ」という。）を作成することにより、県内の歴史・文化芸術の魅力を広く伝え、周遊・理解促進を図るものである。

4. 委託業務の内容

香川県立ミュージアム周辺の歴史・文化資源を記し、県立ミュージアムならではの周遊を促すマップを紙及びデジタル媒体にて作成すること。詳細は以下のとおりとする。

(1) マップの作成

- ・マップの記載内容は県と受託者で相談のうえ、作成すること。（内容案：県立ミュージアム周辺の地域資源（松平家ゆかりのスポットや文化資源等）の紹介、文化資源に係るストーリー解説、時間別・目的別おすすめ周遊ルート等）
- ・マップの公開は令和8年11月頃を予定している。
- ・マップは多言語（英語、中国語（繁・簡）、韓国語）にて作成すること。
- ・デジタル媒体の利用者が使用するモバイル端末は、利用者個人が所有するものとする。
- ・デジタル媒体の仕様は問わないが、可能な限り多くのモバイル端末に対応可能なシステム（WEBブラウザ等）とし、実施期間中24時間使用できるものとする。
- ・二次元コード機能やGPS機能等を活用し、利用者が分かりやすく、便利な方法とすること。
- ・委託期間後も、デジタル媒体の視聴が可能な状態とすること。
- ・デジタル媒体のアクセス集計や、対象スポット別集客度や周遊日数等の傾向を分析できるシステムとすること。
- ・デジタル媒体の概要や管理運営方法、操作手順、問い合わせや不具合への対応等が分かるマニュアル等を県に提供すること。
- ・デジタル媒体の内容を紙媒体に落とし込み、1,000部（日本語400部、英語150部、中国語（繁体字）150部、中国語（簡体字）150部、韓国語150部）県に納品すること。
- ・本業務委託と別に、県立ミュージアムにおいて来館者へのリワードを作成予定であり、これを活用した利用促進案も提案可能である。

(2) 問い合わせ等対応

利用者からの問い合わせ窓口は県に置くものとするが、受託者においては、デジタル媒体に関

する問い合わせ等、本業務範囲にかかる県からの問い合わせに、迅速に対応すること。また、デジタル媒体の内容の修正が必要となった場合、対応すること。

5. 成果物

本業務完了後、紙媒体の印刷データ及び業務完了報告書1部を提出すること。

6. 特記事項

- (1) 受託者は、本業務を円滑に進めるため、県と十分に打合せを行うこと。
- (2) 着手から完了までのスケジュール（工程表）を作成し、県に事前に提示すること。
- (3) 本業務にあたり疑義が生じた場合には、速やかに協議すること。
- (4) 本業務の内容については機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与しないこと。
- (5) 本業務により生じた著作権は、県に帰属するものとする。また、第三者が権利を有する著作権を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関しての費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うこと。
- (6) 不測の事態のために事業の中止又は変更を検討せざるを得ない場合、県の判断に従うこと。その場合、事業の中止までに発生した経費又は変更後の事業に必要な経費について、県と受託者間で協議を行い、協議の整った経費について県から支払うものとする。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、その都度県と協議すること。
- (8) 委託料は事業完了後の完了払いとする。